仕　様　書

1. 件　　名　ポジトロン棟廃液貯留室排水設備仮復旧作業

2. 数　　量　一　式

3. 目　　的

ポジトロン棟廃液貯留室について、令和 8 年 8 月千葉豪雨により水没し排水設備が故障した。

本件は廃液貯留室内の貯留タンクから RI 廃液を廃液処理施設へ送る排水ポンプを仮復旧し、人力運搬を解消して研究活動の再開を可能とする。

4. 履行期限　令和 9 年 3 月 31 日

5. 履行場所　千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人　量子科学技術研究開発機構　千葉地区
ポジトロン棟廃液貯留室（放射線管理区域）

6. 業務内容

(1) 廃液貯留タンク仮設作業

(1) 2㎥貯留槽 2 基、及び 5㎥貯留槽 1 基について以下の作業を実施すること。

- 水中ポンプを各貯留槽に仮設置すること。また貯留槽間の排水管を仮設置すること。
- 5㎥貯留槽から廃棄処理施設までを既存の配管に繋ぎこむことで排水経路を確保すること。
- 水位計を各貯留槽に仮設置すること。
- 水中ポンプの起動操作、停止操作に係る制御盤を仮設すること。

水中ポンプ仕様（T-1-1 用、T-1-2 用）

- 台数 2 台
- 三相 200V 50A 0.4Kw
- 水中ポンプ仕様（T-2 用）
- 台数 1 台
- 三相 200V 50A 1.5Kw

制御盤仕様

- ・電源電圧　三相三線 200V　制御盤主幹 50Ａ配線遮断器　ポンプ用漏電遮断器（漏電遮断器のみ警報付き）10A 2 台　15A 1 台
- ・操作回路配線遮断器 2P5A 他必要に応じて設けること
- ・現場盤面に動作表示、水位表示、遠方操作、現場操作選択、現場盤に操作ボタンスイッチ又はタッチパネルを設けること
- ・盤内にメンテナンス用 100V　10A 設けること
- ・管理室に、既設盤（既設タッチパネル）を、利用し既設盤を使用すること

・槽内の目視確認及び漏水検査を実施すること。漏水検査は満水後 1 時間以上静置し、漏水がないことを確認すること。

・既設配線を活用し、管理室のタッチパネルにて水位計等の表示・監視が行えるようにすること。

(2) その他

- ・ 作業は各装置の停止中に実施すること。
- ・ 制御盤の仮設時は停電中に行うこと。
 但し、仮設盤の電源は既存 P-B1-1 盤の電源側から分岐接続すること。
- ・ 業務実施後、試運転を実施し、各装置が問題なく動作することを確認すること。
- ・ 交換した部品及び消耗品のうち、放射性汚染物を除いたものは受注者側で引取・処分すること。

7. 必要な能力・資格

（1）第 2 種電気工事士（1 名以上）

8. 提出図書

(1) 仕様書「7.必要な能力・資格」を有することを証明する資料（作業開始 10 日前までに提出すること）　1 部
(2) 作業工程表（作業開始 10 日前までに提出すること）　1 部
(3) 業務報告書（作業記録写真を含む）（業務完了後速やかに）　1 部
(4) 作業計画書（作業開始 10 日前までに提出すること）　1 部
(5) 作業要領書（作業開始 10 日前までに提出すること）　1 部

（6）機器承認図（制御盤製作図、水中ポンプ仕様書）（作業開始 10 日前までに提出すること）　1 部

（提出場所）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　安全管理部　放射線安全課

9. 検査条件

業務完了後、「7.提出図書」の確認及び、「6.業務内容」に示す業務が完了したことを QST 職員が確認したことをもって検査合格とする。

10. 支給品及び貸与品

（1）支給品　特になし。

（2）貸与品

①品名　ポケット線量計

②数量　受注者従事者の内、一時立入者として入域する人数分

③引渡場所　画像診断棟 1 階安全管理室

④引渡時期　作業開始前までに貸与

⑤引渡方法　手渡しにて貸与

⑥その他　特になし。

11.適用法規・規程等

（1）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　千葉地区　安全衛生管理規則

（2）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　千葉地区　電気工作物保安規程

（3）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　千葉地区　放射線障害予防規程

（4）公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編、令和７年版 ）

（5）公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編、令和７年版 ）

（6）公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編、令和７年版 ）

（7）技術設備基準、内線規程

12. その他

- 作業日は、QST 職員と事前に調整すること。
- 本件は、放射線管理区域内での作業になるため、放射線業務従事者として作業される方は指定の教育を受けること。また一時立入者として入域される方は事前に放射線管理区域立入申請を行い、承認を受けること。
- 作業に当たり当機構の定める諸規定を遵守すること。

- 作業中及び作業完了後には、整理整頓や清掃を実施すること。
- 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、QST の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- 受注者は、異常事態等が発生した場合、QST 職員の指示に従い行動するものとする。
- 作業に係る電気・水道は原則無償で支給する。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下、「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

(1) 受注者の従事者の労務管理及び作業場での指揮命令
(2) 本契約業務履行に関する QST との連絡及び調整
(3) 従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

(1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、ＯＡ機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2)本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST 職員と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）
部課(室)名：安全管理部　放射線安全課
氏　　名：千頭和　慎吾